特別清算開始

平成２９年（ヒ）第３７号
埼玉県川口市本蓮１丁目10番23号
清算株式会社　テイシン金属株式会社
代表清算人　鈴木　泰宏
１　決定年月日　平成30年１月22日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所第３民事部

平成３０年（ヒ）第２００１号
東京都港区虎ノ門３丁目20番５号
清算株式会社　Ｆｉｒｓｔ　Ｇａｔｅ株式会社
代表清算人　山本　隆司
１　決定年月日　平成30年１月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第２０７６号
東京都港区六本木６丁目10番１号
清算株式会社　ＳＨＡＭ株式会社
１　決定年月日　平成30年１月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第２０８２号
東京都目黒区祐天寺２丁目14番７号
清算株式会社　新日本エステート株式会社
代表清算人　宮寺　利充
１　決定年月日　平成30年１月19日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
２　按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　弁済及び免除
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、資産換価終了時の清算株式会社の現預金216万9890円を、別紙記載の各債権額に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、第２の１の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第２の１の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙記載の各債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第２の２の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

更生債権等の特別調査期間

平成２９年（ミ）第３号
東京都世田谷区上用賀５丁目12番11号
更生会社　日東通信機株式会社
主文　更生債権等の特別調査期間を平成30年２月13日から同月15日までとする。
平成30年１月22日
東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第１号
千葉県四街道市大日2132番地10
再生債務者　伊藤　久人
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年２月８日まで
４　一般異議申述期間　平成30年２月22日から平成30年３月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（再イ）第１５１号
埼玉県狭山市鵜ノ木16番51号　飯田方
再生債務者　門平　陽子
１　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年２月９日まで
４　一般異議申述期間　平成30年２月23日から平成30年３月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第１２９号
千葉県千葉市花見川区西小中台５番14棟102号
再生債務者　藤林　一雄
１　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年２月９日まで
４　一般異議申述期間　平成30年２月23日から平成30年３月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再イ）第２１９号
千葉県八千代市八千代台南１丁目７番７－212号
再生債務者　西村　　均
１　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年２月９日まで
４　一般異議申述期間　平成30年２月23日から平成30年３月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再イ）第１０１号
静岡市駿河区登呂４丁目２番８－２号
再生債務者　山本　由崇
１　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年２月９日まで
４　一般異議申述期間　平成30年２月19日から平成30年３月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第９８号
兵庫県西宮市樋之池町23番３－105号
再生債務者　立山慎太郎
１　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年２月９日まで
４　一般異議申述期間　平成30年２月16日から平成30年３月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２９年（再イ）第３４１号
札幌市厚別区上野幌３条５丁目１番２－406号
再生債務者　舩越　郁雄
１　決定年月日時　平成30年１月23日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年２月13日まで
４　一般異議申述期間　平成30年２月27日から平成30年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（再イ）第７号
札幌市清田区里塚２条５丁目８番22号
再生債務者　前野年日出
１　決定年月日時　平成30年１月23日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年２月13日まで
４　一般異議申述期間　平成30年２月27日から平成30年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第２２号
北海道小樽市新光１丁目１番７号
再生債務者　本間　芳一
１　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年２月13日まで
４　一般異議申述期間　平成30年２月27日から平成30年３月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（再イ）第２８号
北海道小樽市奥沢４丁目12番５号
再生債務者　八木　悠磨
１　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年２月13日まで
４　一般異議申述期間　平成30年２月27日から平成30年３月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部